

作成日：R5 年 7 月 13 日

令和 5 年度第 1 回 高松圏域自立支援協議会

居宅サービス事業所連絡会議事録

日付	令和 5 年 7 月 1 2 日 (水)
時間	9 : 30 ~ 11 : 30
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター第 1 研修室
参加機関等	参加者 17 名 (内参加事業所 9)

議題 1 : 加算の申請について

議事	<p>高松市障がい福祉課より加算などに関する情報提供。</p> <p>事前の情報提供として以下の 3 点を説明された。①物価高騰への対応として今年度も支援金を給付。通知を昨日発送済み。書類が届いたら手続きを行う。介護保険と併設している場合には、合わせて手続きを行うこと。②8 月から順次、実地指導を開始。新設の事業所を中心。中々すべてを回することは難しいが、市の HP に自主点検表を国からの解釈通知も併せてアップしているので、参考にしてもらいたい。③利用者や職員等からの情報があった場合、状況確認なども含めて事業所を訪問することもある。それらの事例の多くは、普段からの事業所内の連絡や利用者とのコミュニケーション不足が背景にあったという事例もある。</p> <p>特定事業所加算について、資料とともに解釈の説明をされた。市の担当は岡様。問い合わせなどがあれば岡様まで。</p> <p>説明後、質疑。Q 介護職員基礎研修について、どの研修が該当するのかがわかりにくい。ヘルパー初任者研修等、様々な研修を通して資格を取得している方がおり、どれが該当研修になるのか教えてもらいたい。</p> <p>A 具体的な照合は、個別に市まで問い合わせてください。</p> <p>コアメンバーより情報提供。特定事業所加算 I ~ IV の要件チェック表を</p>
----	---

	<p>配布。市が作成した資料をまずは確認した上、特定事業所加算、処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップの処遇改善加算などの要件を確認するのに活用いただきたい。</p> <p>Q ヘルパーの健康診断の検査項目をどこまでお願いすればいいのか、また登録ヘルパーの場合、別の事業所と掛け持ちしている方で、そちらで健康診断を受けている場合など、どうしたらよいか。A 項目については詳細説明なし。また別事業所で受けている場合には、その結果をコピーさせてもらう。</p> <p>喀痰吸引の加算について 介護福祉士は、平成 29 年度入学以降の養成学校卒業者は学校で学んでいること+現場での研修必要。1 日 100 単位は、体制に関する加算であり、対象の利用者であれば、その日に実施してもしなくても加算可能。</p>
--	---

<p>議題 2 : グループワーク</p>	
<p>議事</p>	<p>※グループワークで出たご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の規模が小さい場合、加算を取るのにリスクが高く、加算をとっていない ・人材不足の課題が大きい。求人確保するために、ハローワークやホームページで募集。派遣会社も活用している。ヘルパーからほかのヘルパーを紹介してきてもらった場合には紹介手当をつけている事業所もある。 ・事業所加算をすることのメリットとして、サービス責任者とヘルパーとの情報共有がスムーズ。 ・事業所加算 II は取りやすい。 ・ICTの導入は便利である一方、年配者には使いこなせないなどの課題もある。 ・BCPのひな型を行政には作ってもらいたい。 ・高齢者で慣れてきた人には、障害者への対応が難しいケースもある。